

クーリング・オフ特集

【契約書作成時にクーリング・オフの説明】

説明



お客様が、(店頭以外の場所で)ご契約をされた場合、本書面を受領された日を含めて8日間は無条件で契約解除できます……

チラシの手渡し

【消費生活センター相談員の方より】

クーリングオフチラシを渡すのは、大変良い事ですね。クーリングオフを全面に出している企業は少ないので、ぜひ継続してもらいたい。
(2008年12月12日訪問時受付)

契約の取りやめ
(クーリング・オフ)

苦情・ご相談

ご連絡先はこちら(通話料無料)

0120-39-3290

(受付時間 8:30 ~ 17:00)

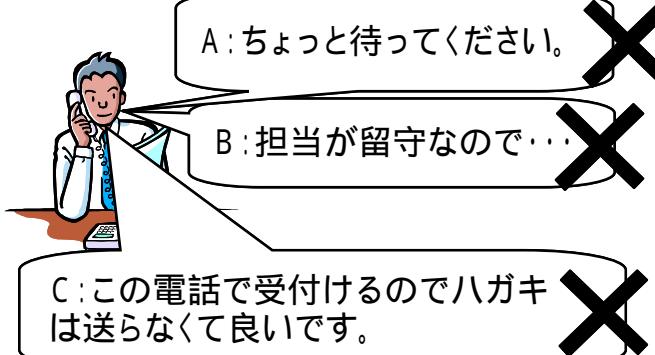
お客様のご要望は、
誠意をもってお受けします。
お気軽にお電話ください。

株式会社サニックス

(赤いチラシ)



間違った受付



A、B : クーリング・オフ妨害になる恐れがあります。
C: 当社では口頭でもクーリング・オフ受理しますが、
特定商取引法上は、書面での申出が原則です。
クーリング・オフ受理後、書面の説明を行いましょう。

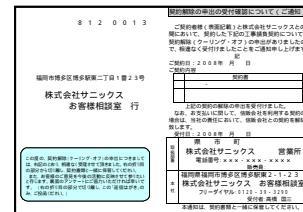
正しい受付



本社よりクーリング・オフを受理した旨のハガキを送付します。ご確認ください。

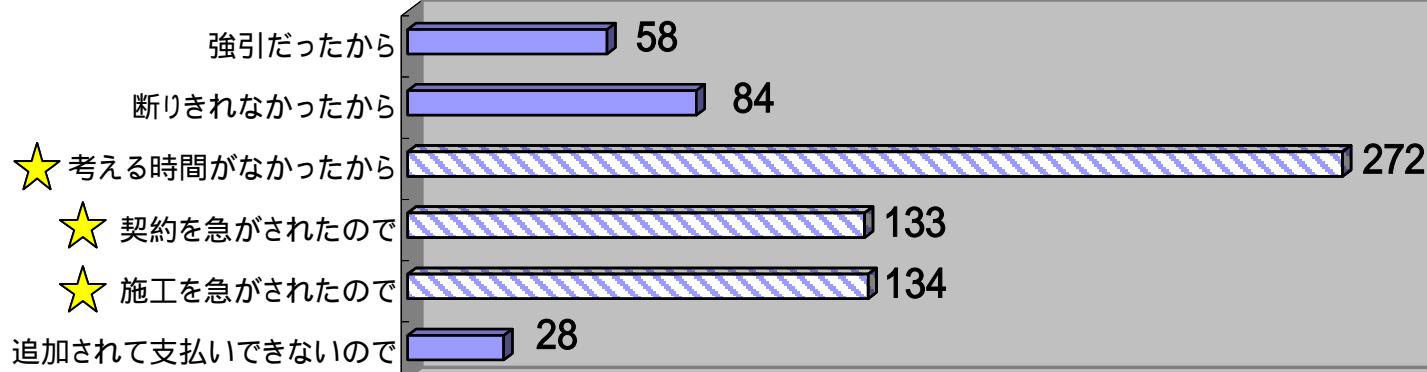
[ポイント]

- 即座にクーリング・オフを受理しご安心していただきましょう
- 書面での申出を説明しましょう。* 取扱商品カタログ(HS)を見ていたらと説明が簡単です
- (クーリング・オフ受理確認通知)を本社より発送する旨説明する
- 「私が受付けました」と名乗る



[クーリング・オフ理由アンケート集計結果] 2008年4月~12月にご回答いただいたもの

受理確認通知の発送



契約を急がずにお客様に考える時間を取ってもらえば大幅にクーリング・オフは減らせるはずです
お客様に満足していただける活動をしましょう。